

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業
実証事業委託契約に係る特別約款

2024年2月27日制定

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と、
〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との実証事業委託契約に係る特別約款は次のとおりとする。

（財産の購入又は製造の着手）

第1条 乙は、委託業務を実施するための財産の購入又は製造にあたっては、その購入又は製造を最初に行うときに別添様式による機械装置等購入・製造着手承認申請書を甲に提出し、甲の審査を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定により、乙から提出された機械装置等購入・製造着手承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適切と判断された場合は着手申請を承認する。

（約款との関係）

第2条 この特別約款に規定しない事項については、実証事業委託契約約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、2024年2月27日から施行する。

(別添様式)
年 月 日

機械装置等購入・製作着手承認申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
〇〇〇部長 殿

住 所
名 称
代表者等名

年 月 日付け委託契約に基づく実証事業項目「 」
に係る機械装置等の購入・製作等に着手したいので、二国間クレジット制度（J C
M）等を活用した低炭素技術普及促進事業実証事業委託契約に係る特別約款第1条
第1項の規定により申請します。

記

申請の理由

以下のリスク対応等により、実証事業の遂行に支障をきたしかねないリスクが低減したと考えられるため。

- (1) 相手国側義務の履行の担保
- (2) 必要な許認可等（環境アセスメントパブリックヒアリング等を含む）の取得
- (3) 実証事業の意義や技術の普及可能性に影響を与えかねない、事業環境の変化が無いこと
- (4) その他

(注) 機械装置等の購入・製造等には、設計も含むものとする。

申請の理由に記載するリスクの特定とその対応等は、(別紙) 申請の理由 記載要綱に従うこと。また、必要に応じて、リスクへの対応状況の証憑を添付すること。

契約管理番号 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇

（別紙）申請の理由 記載要綱

実証事業に伴うリスクへの対応を確認するため、申請の理由に記載すべき事項は以下のとおり。

（１） 相手国側義務の履行の担保

国際実証事業は、相手国企業の敷地内で実施する場合が多く、物理的、人的資源の利用その他、様々な役割を相手国側に求めている。このため、実証事業において相手国側が担うことが不可欠な役割、すなわち義務の履行が担保されているか、実証契約（委託事業者が相手国企業と締結する Project Agreement を含む）及びその他の項目について委託事業者における確認結果を記載する。

必須項目）実証契約の締結、相手国政府機関と機構の合意文書の締結

相手国企業との間の実証契約が締結されているか。なお、実証契約は、機構が別途指示する実証研究の遂行に必要な項目が規定されていることを機構が確認したうえで締結すること。さらに、実証契約の締結のよりどころとなる機構と相手国政府機関との合意文書が締結されているか。

（記載例）〇年〇月〇日付で〇〇（相手国企業名）との間で実証契約を締結し、実証事業を実施する上で必要な〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇について合意した。実証契約の内容については、〇年〇月〇日に機構による確認を受けた。

〇年〇月〇日付けで機構と〇〇（相手国政府機関）との間で合意文書を締結した。

例１） 相手国側の予算確保

相手国側に資金負担がある場合、その予算が確保されているか、又は確保の蓋然性が高いと言えるか。

- ・ 相手国企業が国営企業や公社の場合、国会や上位組織による予算の承認
- ・ 相手国企業が財務的に健全であり実証事業の遂行能力があることの財務諸表等による確認

例２） 操業中の設備等の稼働停止

相手国企業が所有する敷地内に実証機器を据え付けるため、操業中の設備を一時停止しなければならない場合、委託事業者は相手国企業と停止の時期・期間について文書で合意しているか。

- ・ サイト企業の経営層による工場稼働の停止時期・期間の承認

例３） 用地やインフラの確保

実証事業に必要な用地は確保されているか、インフラは確保されているか。

- ・ 相手国企業が第三者から借りる土地で実証を行う場合、借地契約の締結
- ・ 実証サイトへのアクセス道路の確保（大型工事車両の通行が可能なこと、通行域の地権者と利用権を合意していること等）
- ・ 実証事業に必要な用役（電力、水、スチーム等）に関する供給余力の確認

（２） 必要な許認可等の取得

委託事業者は、実証事業に必要な許認可等（下記に例示）について、現地法制度等を再確認し、それらが取得済みであることを確認する。なお、機械装置の完成後や、実証事業が一部進行した後でないと取得できない許認可等がある場合には、対応スケジュールを明確にする。

- ・ 実証サイトの土木基礎工事の着工許可
- ・ プラントや建屋の建設許可
- ・ 各種発電設備を電力系統に接続する際の系統連系許可
- ・ 水処理を伴う事業において、取水・放水許可、環境影響評価及びパブリックコメントの募集・対応
- ・ 蓄電池を用いる事業において、現地の消防法等を踏まえた設置許可
- ・ 市販車でない電気自動車を用いる事業において、車両型式認証や公道走行許可（ただし、車両製造後でないと取得できない場合が多い）
- ・ 廃棄物を扱う事業において、廃棄物処理業者としての認定やプラント建設前の環境影響評価及びパブリックコメントの募集・対応
- ・ 日本国外為法で輸出が規制されている貨物や技術の輸出許可

（３） 実証事業の意義や技術の普及可能性に影響を与えかねない、事業環境の変化がないこと

実証事業の開始後、事業化評価において前提としていた事業環境（例：政策、景気、資源価格、インフラ整備、競合企業・技術等）が変化した場合、実証事業の意義や技術の普及可能性が失われてしまうことがある。委託事業者は、国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン「Step4 リスク対応計画の実行と監視」に従い、事業環境で変化した項目を洗い出し、必要な対策を講じる。

- ・ 実証対象技術のコスト、サービスの優位性が失われるような類似技術の普及・登場がないこと
- ・ 電力系統が整備されていない地域で実証事業を実施することに意義がある場合、電力系統が整備されていないこと及び整備される計画がないことの確認
- ・ 実証対象技術を実証事業の実施国で標準化することが目標である場合、類似技術による標準化が行われていないこと
- ・ 実証対象技術が不適合となるような法令・規格の成立・変更がないこと

（４） その他

過去の国際実証事業の経験から、実証事業の遂行に支障をきたしかねないリスク項目として、（１）から（３）を挙げたが、事業ごとにリスク項目は異なりうるものであり、（１）から（３）以外に特記すべきものがある場合にリスク項目とその対応を記載する。